

四 警 環 第 3 号

令和5年5月23日

一般社団法人愛知県産業廃棄物協会会長

永井 良一 殿

第四管区海上保安本部長

奥 康彦（公印省略）

「令和5年度海洋環境保全推進月間」の実施について（お願い）

時下、益々御清祥のこととお慶び申し上げます。

貴殿におかれましては、平素から海上保安業務に対する御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

海上保安庁では、「未来に残そう青い海」をスローガンに、5月30日（火）から6月30日（金）までの1か月間を「海洋環境保全推進月間」と定めています。

海事関係者等に対しましては、

- ① 海上への油等の排出原因として最も多い「タンク計測」、「バルブ操作」等の作業中における取扱不注意による排出の防止に関する指導
- ② 船内で油等の漏出が生じた際の海上流出を防止する措置（オーバーフロータンクの設置、スカッパの閉鎖等）に関する指導
- ③ 廃棄物（漁業活動で生じる「残さ」等）が漁業及び海洋環境に与える影響についての啓発活動

のほか、さらに、一般市民に対しては、プラスチックごみを含む家庭ごみ等の廃棄物の不法投棄防止に係る指導及びマイクロプラスチックの発生抑制に係る啓発活動を重点的に実施することとしております。

つきましては、貴殿におかれましても同月間の趣旨を御理解いただき、傘下会員への周知及び当庁において実施する指導・啓発活動への御協力について、格段の御配慮を賜りますようお願い申し上げます。